

第五回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年5月18日

703会議室

午前9:00～

委員長

本日の議題1、無料施設の取り扱いについてに入ります。前回の会議で事務局より無料施設の説明がありましたが、事務局から補足があれば説明をお願いします。

事務局

議題が入る前に若干ご説明申し上げたいことがございます。前回ご質問事項ということ、資料になりますが、近隣市の状況の資料のご要望がありましたので、本日も配布しております。次に、資料4をご覧ください。スケジュール表になりますが、ここでの進捗状況に合わせ日程の変更を加えております。5月、第5回は無料施設、それからスポーツセンター等、その他の施設ということになりますが、それと減額免除の3つ議題となっています。その下の6月は、当初、予定をしていなかったところですが、開催させていただいて、減額免除の規定についてのご検討をしていただきたいということで、変更しております。また、使用料の改定のサイクルについても議題を追加し、6月に1回加えた形でスケジュールを組んでおります。

その後は、変更ございませんが、7月に入りまして、素案のご提示をして、そこからパブリックコメントをかけまして、8月にはパブリックコメントの結果、そして素案から案へ、案の決定をしていただきたいと思いますと思っております。また、その下になりますが、8月の後半に、最終案として市長へ報告をしていくといった流れで進めていきたいと思っておりますが、この辺に関してご了承いただければと思います。

次に、資料の確認をさせていただきます。まず資料1-①、無料施設の維持管理費等。それから資料1-②、無料施設の使用料算定。それから資料2-①、スポーツセンターの使用料算定。資料2-②、青少年センターの使用料算定。資料2-③、小中学校施設の使用料算定。資料2-④、わくわく健康プラザ体育室の使用料の算定。資料3-①、東久留米市使用料の減額及び免除の考え方、資料3-②、施設使用料の減額免除一覧表。資料3-③、施設使用料の減額免除件数調査表。資料3-④、施設使用料減額免除の金額の調査表。それから先ほどご説明しました資料4の日程表の案がございます。それと一番下には参考資料として近隣市の状況ということでご配布しております。

委員長

それでは、資料1-①無料施設の維持管理費等について事務局から説明をお願いします。

事務局

前回は若干触れましたが、無料施設の補足説明としましては、ゲートボール場の5カ所がございます。こちらのほうはテニスコートと同様にゲートボールといった目的を持って設置された施設でございます。もともと平成の初めのころ、ゲートボール競技といった高齢者のスポーツが浸透してきた背景がございますが、高齢者、それから市民の健康増進を目的として設置されたものでございます。

現在、全面的にゲートボール連盟に管理運営をお願いしており、これはあくまで試算になります。ここを徴収するかしないかといったところで、担当部局にその経費についてどの程度になるか調査をかけました。その結果、現在900万程度の維持管理費がかかっていますが、市が管理運営をして徴収をする形態を取っていくことになると、約400万円程度の増加。つまり、1,300万円程度の経費がかかってくる形になります。この現状のご認識をまずいただきたいと思っております。

続きまして運動広場の3カ所でございますが、利用種目が限定されております。こちらのほうは青少年の健全育成と高齢者の健康増進を目的に設置されたところでございまして、その当時はこの目的に照らして使用料は徴収しないという判断が取られたようでございます。まず南町の運動広場については、少年サッカー・少年野球・ゲートボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ・ソフトボールといった種目になっています。西部と東部につきましては、サッカー・ラグビー・ゲートボール・グラウンドゴルフ・ターゲットゴルフといったところの限定した種目になっております。

続きまして、白山調整池は、本来の機能としては、雨が降ったときに流れてくる雨水貯留施設としての役割がございます。実際、雨が降ったときには使用ができなくなるという局面もあります。現在、野球場、白山球場、これは条例設置によって使用料を徴収しているところでございますが、それ以外の部分は、公共施設としての機能を持たせるための整備は行っていないところでございまして、本来の調整池としての役割を持つために、常時利用はできないということで、日常使えるような維持をしていくことは、今段階においてはなかなか難しいといったところです。

それから野外訓練施設は、徴収することについて、法的な縛りなどの問題はございません。算出方法は、運動広場と同様の取り扱いとなると考えます。この施設の設置の経緯は、スポーツ振興法によってキャンプ活動やレクリエーションなどの野外活動の普及奨励を目的として設置されたものでございます。ただし、現状の利用率、利用申請数になりますが、平成22年度は81件になります。利用率としては高くないのかなといったところから、使用料を徴収する場合には利用する方がさらに少なくなるといったところの懸念はあります。

それから図書館につきましては前回もご説明申し上げましたように、現在、教育委員会で図書館機能自体をどうやってやっていくかといったところの検討を行っていますので、そこに委ねたいと思っています。資料の中には記載していますが、そちらのほうに委ねていきたいというところでご了承いただければと思っています。その辺も含めましてご検討いただければと思います。

事務局

それでは資料1について説明させていただきます。資料1-①、資料1-②ですが、これは前回お出しした資料と全く同じものとなっております。それでは資料1-①ですが、各施設の管理運営形態、年間維持管理費、年間維持管理費の主な内訳、人件費、施設内容、申請件数、年間平均利用可能日数、一日平均利用可能時間、利用率を記載しております。続きまして資料1-②無料施設の使用料算定についてですが、こちらは前回ご説明いたしましたテニスコート、野球場の算定式を用いて算出しております。算定式としてはテニスコートや野球場と同じ算定式を使って算出しております。①については、経常的維持管理費と人件費分で計算し、運動広場については平均単価 668 円、ゲートボール場については 177 円、白山調整池につきましては 186 円、野外訓練施設については 85 円と試算しております。また、土地借り上げ料を含めると、運動広場については1時間当たり 2,364 円。ゲートボール場については 648 円になっております。

委員長

事務局で他に何かありますか。

〇〇委員

運動広場につきましては、当初は青少年の健全育成と高齢者の健康増進を目的で無料とし、設置条例を設けてこなかったと思っています。ゲートボール場についても、高齢者の方々を対象にしているというところで、健康増進を目的に設置され、現在は、ゲートボール連盟に管理をお願いしています。この施設も設置条例という形で位置付けていないので、使用料は取っていません。野外訓練施設も同様に、当時のいろいろな状況があり、使用料を取っていないのではないかと思います。

今後、検討委員会の中でどう考えていくべきなのかというところを、ぜひご検討いただければと思っています。

委員長

今、事務局からの説明と〇〇委員からの説明をいただきました。これについて何かご質問、ご意見ありますでしょうか。討議に入る前に、今のお話の中でご質問があれば承りたいと思います。

〇〇委員

無料施設についてですが、条例等の何か規制があるから無料にせざるを得ないということでしょうか。

事務局

条例で定めないと、使用料を徴収できないということです。

〇〇委員

使用料を徴収するには、全て条例で定める必要があります。

〇〇委員

分かりました。

委員長

ただ今、事務局の説明を聞きました。これまでの経過や現状などを聞きますと、無料施設については、設置にあたってはいろいろな経過、設置当時の社会状況などを聞くことができました。これまで徴収していなかった無料施設のそれぞれの理由は理由として、現実問題として使用料の徴収をこれからどうするのか。検討委員会の中でも、市の財政状況を踏まえて、これからこの施設について無料でいいのかどうか、皆さんの忌憚のないご意見を聞かせて頂き、結論に導いていきたいと思っています。

無料施設については、まずは、ゲートボールについて討議を進めていきたいと考えます。今、事務局から経費についてのお話がありました。使用料を徴収した場合、費用について新たに 400 万円発生するとお話もありました。これを踏まえて検討したいと思います。

副委員長

資料についてですが。現状、人件費や年間維持管理も含めて、約 4,000 万円かかっているということでしょうか。

事務局

そうです。

〇〇委員

資料 1-②の使用料算定で利用率を含めた方式ですが、平均単価については、これほどのような算定方式ですか。

事務局

現行は無料なので、テニスコートと野球場の算定方法を利用しています。

〇〇委員

ゲートボール場についてですが、これを有料にした場合には、先ほどの説明では、新たに400万円ほどかかるという説明がありました。仮に資料をみると、有料にすると480万円の徴収見込みであるが、400万払ったとすれば、あまり収入増にはならないということになりますか。

事務局

そういうことになります。

〇〇委員

これをゲートボール連盟に集金も委託するという事は不可能なのですか。

事務局

やり方をどうするかということはあると思いますが、市で管理したときの試算として新たに400万円かかるということです。例えば出入り口の開閉やトイレの清掃などといったものを委託業務でやっていかなければなりません。このような委託業務が増えていきます。集金業務については、今後の運用時の課題となります。

事務局

補足させていただきます。公金になりますので、今の事情からいくと私人に徴収を委託することはできません。徴収までを委託するとすると、指定管理という形になります。

〇〇委員

方法としては、例えば市役所に料金を予め持参してくださいという方法は可能ですか。

事務局

それは可能です。窓口にお申込み頂き、そこで納付をしていただくということであれば可能になります。

〇〇委員

現在、ゲートボール連盟に管理をお願いしています。管理して頂いていることから無料ということではないかもしれませんが、有料となった場合に今まで通りいわゆるボランティアということにはならないと思います。

〇〇委員

金額とかそういう問題ではないのですが、ゲートボール連盟にすべて委託しているというお話ですが、これから始めようとする方はやはり連盟に届けなければ、借りることできないのですか。

事務局

そうなります。

〇〇委員

利用率が少なくても、維持管理というのがついていくわけですか。

事務局

そういうことになります。

〇〇委員

現在のやり方は、全市民のためではないような感じがします。基本的にゲートボール連盟が会員を増やしていくなど、そのような努力をなさっているとは思いますが、グループに入りたいという方がいらっしゃったときに、どんな手続きを誰にするのかということが市民の方に分かりづらいと思います。やはりトイレもあり、草もよく整理しています。ゲートボールやっている方たちが草刈りもしています。ただ異常に伸びているときも多々見かけます。利用が少ないで状況だからですが、そういう時でも管理運営というのは必要になります。また、住民から何かに使えないのだろうかとか、そんなことが耳に入ります。その辺も踏まえての管理はどういうふうにしたらいいのか考えます。

〇〇委員

現在、連盟に維持管理をお願いしているところであります。そういった中で、ほかの方も使いたいということであれば、連盟のほうと話し合っ、どうしていくのかというのが一つ考え方としてあると思います。それと維持管理を市のほうで管理をしていくというのも、一つ抜本的な方法としてはあると思います。現状を踏まえた形でどうするのかという中では、ゲートボール連盟に引き続き維持管理するという事になれば、またその中でそういうお声もあるので維持管理のほうも少しちゃんとやってくださいということになると思います。そこの基本的な考え方で、今のゲートボール連盟をお願いするということがありきなのか、それともまた別な方法で行うのかということもありますが、ただ、どちらの方法を取ってもある程度管理はできるかなというふうには思います。

〇〇委員

高齢者の体力、健康増進ということで老人会でも連盟に入っている、入っていないといういろいろあります。一般市民の方でやりたいという方も、今のお話のようにいると思います。連盟のみんなでコートを整備して、みんなでゲートボールを始めています。連絡を取り合いながら、スケジュールを組み、行っています。連盟に加入していない方たちとも一緒にやりたいという気持ちがありますが、加入していない人たちは、コートを借りるだけなんだという方もいたり、連絡がスムーズにいかない方もいます。現実には、うまくかみ合わないことが多いのが現実です。

委員長

ありがとうございました。

〇〇委員

連盟の役割というものがいろいろあると思いますが、やはり使うだけではなく管理もするということは非常にいいことだと思います。しかし、そうは言ってもなかなか管理の仕方は難しく、テニス連盟の方々が献身的にやっているのを見ると非常に難しいように感じます。しかし、だからといって彼らはテニスを無料ではやってはいません。やはり、やはり取るものは取るんだという考え方を持つべきだと思います。

〇〇委員

現在、ゲートボール連盟が管理していますが、種目としては、ゲートボール、ターゲットボードゴルフ、グラウンドゴルフがあります。ゲームがそれぞれ違いますが、みんな組織されています。ただ仲間的な所がありまして、その関係上うまくやっているのだと思います。これから、それ以外にニュースポーツというものはたくさんあります。そういうものも広めていかなければいけないと思っています。やはり、そういう場としては、ある程度市の方での管理というのは大事なかなと思っています。

補足しますと、ゲートボール場は無料だからといって1日中使っているということはほとんどありません。

委員長

ないのですか。

〇〇委員

ありません。有料になったら必ず時間を決めてやるようになると思います。

委員長

新たに400万円発生するといった点で委員の方々にひっかかりが生じているようですが、その辺のところをどうするのか。従来通りに無料とするのか、それとも、ゲートボールについては料金を徴収する方向なのか、その辺の方向についてお話をまとめたいと思っております。

〇〇委員

あまりに高くなるということは、市民感覚としては、あり得ないと思います。では、そうなるとうすべきか。単純な考えなのですが、段階的に上げるという考え方もあります。

委員長

試算では650円ですか。

事務局

滝山以外の4カ所で土地借り上げ料がありますので、そうなります。

委員長

これをもらっても使用料の収入で賄うことができないということですか。

事務局

試算の単価で徴収した場合には、減免など考えなければ、収入が480万円ぐらいになります。

委員長

今、〇〇委員からお話しのあった段階的にあげるという方法も一つの案ですね。〇〇委員どうですか。

〇〇委員

試算で〇〇委員おっしゃるように、あまりに高い金額はなかなか現実的ではないと思います。一つの目安としてはテニスコートというところが規模的な部分で、一つ参考になるのではないかと思います。

委員長

〇〇委員はどうですか。

〇〇委員

資料に見方については、前回もお話しましたが利用率が考慮されているものは、検討の中から除いてもらいたい。

また、先ほどの〇〇委員のお話のとおり、いっぺんに上げるということは無理があると思います。つまり、段階的に上げることが好ましいと思うのです。

しかし、やはり無料で貸し出ししている施設は減らしていくべきで、市民みんなで負担しているんだということが大事ではないかと思います。

〇〇委員

資料の中で、ゲートボールに限っていえば、年間千百数十万円かかっていることになります。そうすると、申請件数 1,000 で割れば、1回、1万円強かかっているということになります。そのことを利用者は本当に考えているのでしょうか。無料のものではできるだけ使いたい放題使うという空気も、確かに今の世の中の風潮にあります。そうではなく、やはり利用させていただいている以上は、やはり何かしらの負担をしないといけないと思いますし、そのような考え方を利用する人たちにも分かってもらえるようにしないといけないと思います。

副委員長

私はゲートボールをやったことがないのですが、ゲートボール連盟が管理しないとできないスポーツなのではないでしょうか。

〇〇委員

そのようなことはありません。

副委員長

ゲートボール連盟で市の施設を独占的に使用しているということが全然知りませんでした。しかし、これは何か考える余地があるのではないかと感じます。

〇〇委員

市も管理をお願いしないとやっていけなかったと私は思っています。

副委員長

やはり、ある程度は市が管理し、市民の皆さんである程度自由に利用し、利用後は利用者が整備するという方向にもっていければいいのではないかと考えます。

〇〇委員

でも実際は、使い終わったら整備するとういうことを知っている方はいいのですが、新しく利用する人は、整備しない人もいます。

委員長

〇〇委員、どうでしょうか。

〇〇委員

無料というと、やたら行って、会場場になっているという噂も聞きます。やはり低額でも出せば、意識的に違うと思います。そういう意味では利用料を徴収した方がいいのではないかと感じています。

委員長

段階的というお話を〇〇委員からいただいておりますが、それも検討の一つですが、無料から試算でいえば 650 円ということは、少し高すぎる感じがします。テニスコートの試算は 350 円なので、この程度が妥当ではないでしょうか。

委員長

この数字等を用いながら、皆さんの結論に当委員会としては持っていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

〇〇委員

私も使用者が負担するということで賛成です。しかし、できるだけ健康で、そして長生きして、これは国の方針でもありますし、個人差もありますが、一応年金生活ということもあるので限界があると思います。そういう意味では、高額を負担を強いるということは難しいと思います。みんなで負担してやるということは、当然のことですが、しかし限界があると思いますので、そのところは配慮してもらえればと思います。

委員長

ありがとうございます。

こういうご意見も出ました。結論的には有料化ということに決定したいと思います。しかし、ゼロからいっぺんにある金額を負担するという事は、〇〇委員のお話も含めて、われわれ常識の中で、また高齢者の健康福祉という面からいえば、難しいことなので、低額という考えでいきたいと思ひます。

〇〇委員

実際、料金設定の際は、テニスの1面とゲートボールの1面で広さや設備も違うので、考慮してもらいたい。

委員長

あと次の議題がありますので、有料化ということで結論に導きたいと思います。

〇〇委員

段階的ということですが、毎年変えるということではなく、少し期間を取った方がいいと思います。使う側もお金を払うならということを使い方を変えてくると思うのです。そのような利用形態の変化を調査した方がいいと思います。

委員長

では最後に〇〇委員、何かご意見はありますか。

〇〇委員

有料化するということでお話を承ったと思っています。ただ、使い方については、もう少し広くとなりますと、再度、地権者の方にゲートボール場としてお借りをしているので、さらに多様な使い方をさせていただきますと説明し、さらにそういう使い方でもお貸しいただけるかどうかという確認をしなければならないと思っています。

〇〇委員

ゲートボール場ですが、ターゲットバードゴルフやグラウンドゴルフもやっています。種目ごとに料金設定する考えはありますか。

〇〇委員

種目によって料金を変えるということは非常に難しいと思います。先ほどお話ししましたが土地所有者の方や近隣の方に対しての話し合いの中で、使い方によっては制限をしなければいけないと思っています。

事務局

素案について、これから作っていきますが、金額というところでは、担当部署で再度算定をし、条例改正がその次の段階になります。報告書の段階では、この施設はいくらになるといったところは示していくことは致しませんので、ご了解いただければと思います。

事務局

補足させていただきます。今、いろいろまとめていただいているところですが、今日の場は、あくまでも無料施設を有料にするかしないかというご検討をいただいております。まず、そこをご確認をして頂きたいと思います。この後、減額免除の話をさせていただきます。もし、有料化する場合には、事務局で粗い試算ですが、数字を出しております。今後、減額免除の検討の際に先ほどお話しがあった高齢者の視点を入れてはどうかと思います。

委員長

それでは、ゲートボール場については有料化するという結論にしたいと思います。次に運動広場に進みたいと思います。

〇〇委員

運動広場は少年野球やサッカー、あとゲートボールもやっています。少年サッカーについては、ほとんどの場合、コーチが付いてやっており、親の方も応援に来たりしています。そういう意味では、普通の運動場を借りるのと同じではないかと感じます。つまり、料金については、徴収してもいいのではないかと思います。

委員長

これは事務局にお聞きしますが、3つの運動場があります。西部運動広場については借上げ料金なしとなっていますが、これは何か理由があるのですか。

〇〇委員

これは地主さんのご厚意で、無償でお借りしています。24年度からは賃借料をお支払いするということになりますので、さらにこれから土地借上げ料は増えてくるということになります。

委員長

これは、例えば税金上のメリットが地主さんにあるのですか。

〇〇委員

無償でお借りしているときは、税は免除しています。今年度、有料になりますと税金は課税されます。ただ借上げ料には当然税金分も入ります。

委員長

それでは、運動広場について、意見ををお願いします。

〇〇委員

さらに、土地借り上げ料が増えるということになると、やはりゲートボールと準じた考え方で、使用料を徴収した方がいいと思います。

〇〇委員

質問ですが、1日の平均利用可能時間というのが9時間になっていますが、何時まで使えるのですか。

〇〇委員

4月から9月が午前7時から午後6時で、10月から3月が午前8時から午後5時になります。

〇〇委員

1チームが1日ということはないですか。

〇〇委員

1枠3時間単位の利用です。ただ冬場だけは2時間が一つ入ります。2枠取る方もいます。

〇〇委員

利用率を見ると80パーセント以上ですが、多くの子どもたちが、それから若い人たちが利用していると思いますが、料金については徴収した方がいいと思います。

委員長

土地借り上げ料、それから維持管理経費や人件費を入れて計算すると2,400円ぐらいになりますか。

事務局

そうなります。

委員長

野球場が600円ということなので、この金額が目安になるのではないのでしょうか。ゲートボールとは性質が違うと思います。運動広場についても徴収するということが委員会としては方向付けたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〇〇委員

料金の設定の際は、広さがそれぞれ違いますので、差をつけて頂きたい。また、なおかつ青少年の育成ということも大切ですので、そのことも頭に入れてほしいと思います。

委員長

それでは、〇〇委員の話しも考慮し、運動広場については有料化するということをご了解いただきたい。

次に、野外訓練所ですが、これについてご討議をいただきたいと思います。

〇〇委員

私の方から説明させていただきます。ここはキャンプ場ですが、炊事ができるような、そんなしっかりしたものではありません。広さもそれほど広いものではないです。場所は滝山のテニスコートの隣にあります。実際は申し込むと、土日は申し込んでもいっぱいですし、使うとなると1時間～2時間ではありません。確か半日単位でしょうか。ですから平日は利用が少ない。

委員長

主に利用は、子どもたちですか。

〇〇委員

子どもたちの利用が多いです。年取った方々の利用もあります。

〇〇委員

申請数が81というのは少ない感じがします。ただ、やはり料金については低額いいので徴収した方がいいと思います。

副委員長

現在、無料ということは水代もタダですか。

〇〇委員

そうです。ただ薪などは自分で持ってこないとだめです。

委員長

それでは、野外訓練施設については、有料化するという結論にしたいと思います。次に白山調整池について、ご討議をいただきたいと思います。

〇〇委員

雨が降った降らないにかかわらずですが、下から水が湧いてきます。施設としては、非常に不適切な場所です。ですから体育協会で管理しているのですが、年によって違いますが、年間の半分か3分の1ぐらいしか使えないと思います。ですから、使用料を徴収するのは非常に難しいと思います。

事務局

補足いたします。白山調整池は、ここを貸出施設として条例設置ができる状況ではありません。それは下水道施設として条例がありますので、同一の場所に2つの設置条例はできません。料金を徴収するために整備をすることが不可能な場所です。

委員長

〇〇委員どうですか。

〇〇委員

今、事務局からありましたとおり、条例には位置付けられませんし、調整池という機能があります。体育施設としての整備もむずかしい部分があります。また、雨が降ったときには、そこに溜めておかなければいけませんから、そこを盛土するということもできません。条例的には無理がありますので、現状のまま使用料の徴収はしないとして頂ければと思います。

委員長

それでは白山調整池については、本来の目的が雨水の貯留施設でありますので、この利用については料金を徴収しないという方向で当委員会としては決めたいと思っています。

次にその他の施設について、事務局の方から説明をお願いしたい。

事務局

次の議題がその他の施設ということで取り上げさせていただいております。資料がございますので、順次ご説明申し上げます。その他の施設ということで、4つの施設がございます。スポーツセンターと青少年センター、小中学校施設、わくわく健康プラザ体育室ということになります。これらの施設につきましては、会議室、ホール、それからテニスコート、野球場といったところの算出方法を前回お決めいただきましたが、こういったところの標準的な施設の算出方法といったところとは若干異なる部分がございますので、これはこれで一つ一つどうしていくか、方向性について検討していかなければいけないかといったところがございます。

それとスポーツセンターについてですが、これは経緯としまして、平成11年の報告書に

なりますが、これは平成 12 年のオープンということで、総合的な核となる社会体育施設として市民の健康づくり、それから体力づくり、さらには本市のスポーツ活動の振興と発展に大きく寄与することになるだろうとした上で、報告書の中では、この段階においては使用料の算定はどのくらいの経費になるかこの時点では分からないと示されております。つまり、算定をできないと締めくくっております。そうした上で近隣市の類似施設を参考に設定する。それから一定期間後、経常、維持管理費をもとに、そのあり方を検討する。この2つの、基本的な考え方を、平成 11 年の報告書で確認したといったところでとどまっている状況になります。この点についてオープンから 10 年以上が経過する中で、この間、現行の料金体系によって徴収してきたところがございますが、今回改めて、現在の維持管理費等にかかる経費を総コストということになります。積算し、現行の使用料との比較をする必要があります。それと共に今後の方向性について検討する必要性がございます。後ほど資料のほうでご説明申し上げたいと思います。

それから青少年センター、それから小中学校施設といったところがございます。青少年センターの施設については平成 11 年の報告書では、スポーツセンターの料金体系の中で検討するといったことが示されております。その後の検討はなされておらず、現在に至っているという状況にあります。これについても先ほどと同じように総コストといったところでは、きちっと積算をして現行の積算式を基本に試算をしております。

それから小中学校の施設。こちらのほうは教室、体育館、校庭と3つございます。現行の料金の算定の方法でございますが、平成 7 年当時の考え方としては、電気料金をベースとして、これのみの維持管理経費としております。これを基準とし、それぞれ単価が決まってきました。現在、その状況で至っているところがございますが、これにつきましても今回改めて、これも総コストの観点というところで、そのほかの経費も含めて積算を行っております。これはあくまでも 22 年度決算値となりますけれども、試算をしています。この設置目的については、義務教育施設でございますが、目的外の利用といったところがございます。積算に当たっては、減価償却はなじまないものと考えておきまして、算入はしていないところでございます。

次に、わくわく健康プラザの体育室でございますが、こちらはスポーツセンターの料金の体系の中でこれをベースに現在の料金が設定されています。この方式を用いて、再積算を行いました。

事務局

それではまずスポーツセンターの資料について説明させていただきます。資料については資料 2-①になります。それでスポーツセンターの No. 1、No. 4、No. 7 でホッチキスで3つの資料で分けています。No. 1 についてですが、当時の料金設定の資料になります。No. 4 についてが、平成 22 年度の維持管理経費での使用料の試算になります。No. 7 については減価償却を含んだ形での試算をしております。まず1枚目ですが、スポーツセンター

にはいろいろな施設がありますので、経費については按分しております。当然経費についてはプールが一番高くなっていますが、面積按分しているところもあれば、参考の経費で按分しているところもあります。まずNo.1もNo.4もNo.7も全て1枚めくっていただくと、No.2、No.5、No.8になりますが、こうしていただくと比べやすくなります。No.2については、今現在の使用料の設定料金についての当時の算出資料になります。このような形で料金が設定しております。No.5については平成22年度の減価償却を含んでない形での試算になっております。No.8については減価償却を含む形での試算になります。減価償却がない場合についての使用料はそれほど変わらず、減価償却を含んだ形にいたしますと、当然高くなります。このスポーツセンターの比較はこのように見て頂ければと思います。

続きまして青少年センター資料2-②について説明させていただきます。青少年センターですが、当時は、近隣自治体を参考にし、設定をしていました。現在、1時間当たり昼間については250円、夜間については400円になります。個人利用については無料で貸し出していますが、団体貸し切りのみ、この料金が設定しております。②について下のところなのですが、総コストで計算致しますと500円になり、約2倍の料金となる試算をしております。

続きまして資料2-③、小中学校施設の使用料算定になります。当時は、電気代のみで使用料を算定していたのですが、この資料では、総コストを見て算定しております。利用者申請数で按分したり授業中と解放の時間で按分した結果が、現在の総コストでの試算結果となります。教室については現在75円ですが、1時間当たり大体74円程度になり、50円単位で切り上げれば100円。体育館については、現在300円ですが、1時間当たり算定すると290円で、切り上げると300円。校庭については現在150円ですが、1時間当たりになると280円ということで切り上げると300円程度になるという試算を出しております。

続きまして、わくわく健康プラザの体育室、資料2-④について説明させていただきます。わくわく健康プラザの体育室なのですが、こちらは当時スポーツセンターの第2体育室をもとに算定しております。算定した結果、料金が1,700円程度になるのですが、わくわく健康プラザについてはシャワー、更衣室、ロッカー等がないため、算定額から3割減額ということで1,700円から1,200円という料金設定になっております。②(1)ですが、先ほどのスポーツセンターの試算のところで、(1)については維持管理経費のみで算定した結果を出しており、1,145円になります。(2)については、スポーツセンターの維持管理経費と減価償却費を含めた形の使用料をもとに算定しており、1,747円になります。切り上げれば1,750円になるかと思います。③、④について、わくわく健康プラザの総コストということで算定しております。③については22年度の維持管理経費のみで算定した結果、1,810円と試算しております。④についてはわくわく健康プラザの減価償却費を含めて算定しております。算定すると1,901円と試算しております。

委員長

今、スポーツセンター、青少年センター、小中学校の施設、わくわく健康プラザ体育室と説明をいただきました。この施設については今回の検討委員会としては、算出方法や方向性について個別に整理しておく必要があるということで、この議題を討議するということです。

特に、説明のように、スポーツセンターは資料を見る限り減価償却を加えた場合には、大幅に料金が増加します。こういうケースも見受けられますが、どう皆さんはお考えになるのか、ご意見をいただきたい。その他、小中学校の教室、体育館、校庭、それから青少年センターについても総コストによる積算に改めるのか、この原則に則った料金改定について私たちはどう考えるのか。また、わくわく健康プラザ体育室については、現行の考え方を踏襲していくのか、つまりスポーツセンターの料金体系の中で算出する方法がいいのか、それとも、これについてもわくわく健康プラザの総コストの中で算定するのかということをご検討をお願いしたいと思います。

〇〇委員

青少年センターの利用状況について教えてください。

事務局

申請件数が 369 件で、利用率が 88.4 パーセントとなっています。

〇〇委員

大人のグループですか、子どものグループですか。

事務局

そこまでの詳細についてはわかりません。

〇〇委員

青少年センターですが、子どもたちがあまり利用していないことが多いようです。ほとんどがシルバー人材センターなどのグループが使っています。利用したい時に子どもたちが借りられないという苦情が私のほうに来ています。

〇〇委員

今、青少年センターの話が出ましたが、私は卓球をやるので、青少年センターを 16～17 年借りています。特に夜間を借りており、夜間で 3 時間、1 回借りて 1,200 円で借りていました。昔からずっと同じ値段ですが、そんなものかなという感じで借りていました。そのため、クラブの人数からすると、クラブの人数が少ないと、高いなと感じるときがあっ

たのですが、今はクラブの人数が30人越えているので、まあ、これくらいかなという感じで今まで使わせていただきました。現状報告ということになりますが、そのほかの利用を見ると、いろいろな卓球クラブなど、夜間の利用が多いようです。

〇〇委員

学校もそうですが、原則、地区センターは5時で閉館します。ところがそれ以降に利用があると、新たに夜、担当者を設置しなくてははいけません。つまり、新たに経費が発生するという事です。そのような経費も使用料に反映させるべきだと思います。

〇〇委員

近隣市の状況にありますように、夜間で単価を変えているというところもございます。

事務局

近隣市の状況の資料について説明させていただきます。

1枚目が会議室の使用料の単価。2枚目がホールの単価。3枚目が各市の体育館になります。体育館の次が各野球場、運動広場になります。ゲートボールの各市の料金設定も無料になっていますが、記載させていただきました。次に各市のテニスコートの料金設定です。当然、人工芝やハードコート、クレーコートなどで料金の差があります。次が近隣市の学校施設の使用料になります。夜間の設定があるのは東村山市と小平市が該当してくると思います。次に、次回の検討になると思いますが、近隣市の減額免除の取り扱いについて、地域センター、地区センター、公民館、体育施設の状況を、東久留米市の各規定で似ていると思われるところに振り分けております。次に各市の条例、規定を載せさせていただきました。

〇〇委員

資料については了解しました。実際、東久留米市の小学校の体育館で夜間はいくらなのでしょう。

〇〇委員

昼間も夜も同一で300円になります。

委員長

ご意見ありますでしょうか。

原則、減価償却費、総コスト、もう今までご検討いただいたことからすると、使用料が下がるということは、今の財政状況からして問題があると思いますが、極端に上がることについては、調整をしていくということで結論に持っていきたいと思います。

料金の見直しをするということで当委員会は結論付けたいと思います。

次に事務局から何かありますか。

事務局

今回の議題は、減額免除になります。今回は6月に開催いたしますが、この議題を1日で終わらせていきたいと考えております。議論によっては多少時間が伸びてしまうところもあるかと思いますが、その際にはご了承いただきたいと思います。

今回、資料をお手元にお配りしておりますので、資料についてご説明したいと思います。資料の3-①について、第1回目からお話ししてきましたが、共通業務運用指針の中から抜粋しております。この中には負担軽減の適用の原則ということで、このような文面が付けられております。これが市の減額免除に対する基本姿勢ということになりますので、これを踏まえた形でのご討議ということになります。その下に庁内検討委員会報告書の抜粋となりますが、受益者負担の考え方の原則を基本に検討委員会の中でのまとめものになります。ご覧いただきたいところは、(2)の減額免除について、アとしておりますが、ここをお読みしますと2行目になりますが、個々の減額免除に関する規定は利用対象者や施設によって異なることのないよう、可能な限り統一化を図り、その際にはいかようにも解釈できる文言を使わないように改めるべきということでまとめています。次にイとして、下から4行目、あくまでも特例の扱いとし、広範囲に及ぶ現行の規定の見直しを行い、標準化、厳格化を図るべきであると。よって、特別の事情がない限りにおいて、原則市の主催以外の減額免除は行わないことが望ましいとまとめてあります。

これを基本的な考え方として、ご討議いただければと思っております。要するに現在のそれぞれの施設ごとの規定を、可能な範囲で統一化していくこと。それから抽象的な表現であり、いかようにも解釈できる文言は使用しないことといったところが2つ目。それから、各規定においては、市長、教育委員会が特に必要と認めたときといった文言については、真にやむを得ないものとする。要するに広範囲に及ぶ拡大解釈は取らないで、真にやむを得ないものにするといったところのスタンスになってくると思います。それから市主催事業以外のもの、主催する事業、こういったところもそれぞれ規定の中では施設ごとに規定が、それぞれになっています。そういったところを整理していく必要があるといったところがございます。このようなところを基本的に押さえていただいて、一つ一つどうあるべきかということになってくると思います。

それと同時に資料のA3版のほうになりますが、こちらのほうは、ここで事務局のほうで調査をした資料になります。担当部局に調査した資料で、内容の説明をします。

事務局

説明させていただきます。資料3-②、③、④になります。

資料3-②については各施設の減免規定になります。資料3-③については各施設の免

除規定毎の申請件数についてまとめております。続きまして資料3-④については、各施設の免除規定毎の減免額を記載させていただいております。あわせて、先ほどご説明しました、近隣市の状況を合わせてみていただければと思います。

事務局

補足させていただきます。資料的には庁内検討委員会の報告書をお持ちになっていると思いますが、その中にも、それぞれの施設の規定が載っておりますので、そちらも見ながらという形になってくると思います。

事務局

それぞれの施設においてまちまちになっている減免規定があります。そういったところも踏まえて、次回になります。事務局側でたたき台を示させて頂き、そこを最初のスタートラインとして、議論をしていただければと思っております。これは次回のときにお配りしますが、本日お配りした資料はのちほどご覧いただき、次回に備えていただきたいと思っております。

委員長

次回、事務局側からたたき台を提案という形で、今説明をいただきました。次回、参考資料見て頂き、ご意見をいただくということで終了したいと思います。事務局、何かありますか。

事務局

次回開催日程を決めたいと思っております。事務局としては6月19日の火曜日、午前10時からを提案します。

委員長

6月19日でお願いしたい。

事務局

それでは6月19日火曜日午前10時からの開始でお願いします。

委員長

本日は、大変重要なところをまとめさせていただきまして、本当に感謝申し上げます。それでは、これで第五回検討委員会を終了します。